

保健医療計画部会の根拠

医療法施行令（抜粋）

（都道府県医療審議会）

第五条の十六 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

第五条の十七 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第五条の十八 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第五条の十九 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第五条の二十 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五条の二十一 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 第五条の十八第三項及び第四項の規定は、部会長に準用する。

第五条の二十二 第五条の十六から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

広島県医療審議会運営規程

(総則)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の22の規定に基づき、広島県医療審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要あると認めたときに招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、会議の日の7日前までに、日時、場所及び会議に付議しようとする事項を、委員に通知するものとする。

(議案の説明)

第3条 会議に付する議案の説明をする者は、会長が指名する。

(会議録)

第4条 会長は、会議の会議録を調製し、会議の次第を記録しなければならない。

2 前項の会議録は、会長が指名する者が、その内容を確認するものとする。

(幹事)

第5条 審議会の運営を補佐するため、審議会に別表に定める幹事を置く。

(医療法人部会)

第6条 審議会に、医療法人について専門的に調査審議するために、医療法人部会（以下「法人部会」という。）を置く。

2 法人部会の委員は、10名以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。

3 法人部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。

4 法人部会の決議は、審議会の決議とする。

5 法人部会は、部会長が適当と認めたときは、持ち回りにより審議し、決議することができる。

(保健医療計画部会)

第7条 審議会に、広島県保健医療計画の推進に関する事項について審議するために、保健医療計画部会（以下「計画部会」という。）を置く。

2 計画部会の委員は、27名以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。

3 計画部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。

(特定労務管理対象機関指定審査部会)

第8条 審議会に、特定労務管理対象機関指定に関する事項について、意見聴取、審議するために、特定労務管理対象機関指定審査部会（以下「特定労務管理部会」という。）を置く。

- 2 特定労務管理部会の委員は、7名以内とし、会長が委員の中から指名する。
- 3 特定労務管理部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。
- 4 特定労務管理部会の決議は、審議会の決議とする。
- 5 特定労務管理部会は、部会長が適當と認めたときは、持ち回りにより審議し、決議することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉局医療介護基盤課において処理する。

(雑則)

第10条 前各条に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、議決の日〔昭和61年12月18日〕から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年5月24日から施行する。
- 2 改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年12月8日から施行する。
- 2 改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月2日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年7月6日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年3月19日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年8月5日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年8月24日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年9月10日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月10日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年6月13日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月11日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年3月22日から施行する。ただし、第5条の規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月4日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年7月28日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年7月11日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月11日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は令和5年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

健康福祉局健康危機管理担当部長
健康福祉局医療介護担当部長
健康福祉局医療機能強化担当部長
健康福祉局地域共生社会推進担当部長
健康福祉局医療介護連携推進担当監
健康福祉局健康危機管理課長
健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当課長
健康福祉局政策監
健康福祉局疾病対策課長
健康福祉局薬務課長
健康福祉局医療介護政策課長
健康福祉局医療機能強化推進課長
健康福祉局医療介護基盤課長
健康福祉局健康づくり推進課長
健康福祉局健康づくり推進課がん対策担当監
健康福祉局地域共生社会推進課長
健康福祉局医療介護保険課長

広島県医療審議会保健医療計画部会運営規程

(総則)

第一条 この規程は、広島県医療審議会運営規程（昭和六十一年十二月十八日制定）第七条第一項の規定に基づき設置された広島県医療審議会保健医療計画部会（以下「部会」という。）の議事の手続及び必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第二条 部会は、会長が必要があると認めたときに招集する。

- 2 会長は、部会を招集しようとするときは、開会の日の七日前までに開会の日時、場所及び会議に付議しようとする事項を、部会に所属する委員及び専門委員（以下「部会員」という。）に通知するものとする。
- 3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(議案の説明)

第三条 部会の会議に付する議案の説明をする者は、部会長が指名する。

(会議録)

第四条 部会長は、部会の会議録を調製し、会議の次第を記録しなければならない。

- 2 前項の会議録は、部会長が指名する者が、その内容を確認しておくものとする。

(雑則)

第五条 前各条に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関して必要な事項は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成十年一月十四日から施行する。

県単位の地域医療構想調整会議等に関する運営要領

(目的)

第1条 医療法第30条の14第1項の規定により構想区域ごとに設置している地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）における議論が円滑に進むように支援するため、広島県医療審議会保健医療計画部会（以下「部会」という。）運営規程第5条に基づき、必要な事項を定める。

(協議の場の設置及び運営)

第2条 部会に、部会に所属する委員及び専門委員に加え、各調整会議の議長（会長）及び広島県地域医療構想アドバイザーで構成する県単位の地域医療構想調整会議（以下「県調整会議」という。）を設ける。

2 部会長は、県調整会議に各調整会議の議長（会長）の代理を認めることができる。

3 その他の運営に関する事項は、部会の例による。

(協議事項)

第3条 県調整会議は、次の事項について協議を行う。

- (1) 各調整会議の運用に関する事項（協議事項、年間スケジュール等）
- (2) 各調整会議の議論の進捗状況に関する事項（具体的対応方針の合意の状況、再編統合の議論の状況等）
- (3) 各調整会議の抱える課題解決に関する事項
- (4) 病床機能報告等から得られるデータの分析に関する事項（定量的な基準等）
- (5) 構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関する事項（高度急性期の提供体制等）
- (6) その他地域医療構想を実現するために必要な事項

(広島県地域医療構想アドバイザーによる支援)

第4条 広島県地域医療構想アドバイザーは、県調整会議及び調整会議の事務局が担うべき機能を補完するため、主に次の活動を行うものとし、当該活動に係る経費は部会の経費とする。

- (1) 地域医療構想の実現に向けた技術的支援（データの整理や論点の提示など）
- (2) 調整会議及び県調整会議の事務局に対する議論の進め方に関する助言
- (3) 調整会議への出席による助言
- (4) 厚生労働省が主催するアドバイザーミーティングへの出席

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月24日から施行する。